

令和7年度
「富士市通学路防犯カメラ
設置費補助金」
事前相談・交付申請の手引き



令和7年4月
富士市 市民安全課

目次

通学路防犯カメラ設置費補助金の概要	1
事務の流れ	2
カメラ設置にあたって	3
申請の手続き	5
① 事前相談	5
② 補助の内示	5
③ 申請準備	5
④ 交付申請	6
⑤ 交付決定通知	6
⑥ 設置工事着手～完了	6
⑦ 実績報告書提出	7
⑧ 交付確定通知	7
⑨ 請求書提出	7
⑩ 補助金交付	7
設置後の管理及び運用について	8
関係書類記載例（事前相談）	
令和7年度通学路防犯カメラ設置事業補助金に係る事前相談申込書	9
令和6年度防犯活動実績申告書	10
通学路防犯カメラ現地協議チェック票 様式（①②）	11
関係書類記載例（交付申請）	
通学路防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（第1号様式）	13
関係書類記載例（実績報告）	
通学路防犯カメラ設置事業実績報告書（第4号様式）	16
誓約書（第5号様式）	17
請求書	18
管理規程の参考例	19
通学路防犯カメラ撤去報告書及び記載例	22
Q&A	24

通学路防犯カメラ設置費補助金の概要

地域の自主的な防犯活動を支援するため、通学路に防犯カメラ（以下、カメラという）を設置する団体に対して、設置費の一部を補助します。

- 補助対象者** ……………… 町内会（区）又は町内会連合会、まちづくり協議会
- 補助率と上限額** ………… カメラ 1 台あたり：補助率 3 分の 2 以内・上限額 20 万円
1 団体あたり：最高 2 台まで
- 令和 7 年度補助台数** …… 10 台分（市内全体）
補助金の予算の範囲内で台数が変動する可能性があります。

補助対象となる防犯カメラ

犯罪の防止を目的として、公共の場所*に向けて、通学路に面した場所に継続的に設置され、現に撮影するビデオカメラで、下記の画像記録機能を有するもので、ごみ置き場や集会所、神社等の施設を監視する目的のものは除きます。

区分	仕様
有効画素数	200万画素以上
録画時間	終日（0時から24時まで）録画し、録画した情報を2週間以上保存できるものであること。
フレームレート	15フレーム毎秒以上
記録媒体	録画した情報を確実に記録しておくことができる光ディスクその他これに類する機能を有するものであること。

*登下校防犯プランに基づく緊急合同点検のほか、それに準じた点検の結果、通学路防犯カメラの設置が必要と市町が認めた場所のこと

（登下校防犯プラン：平成30年6月22日 登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）

補助対象経費

カメラ、録画装置等の設置にかかる下記の経費が対象となります。

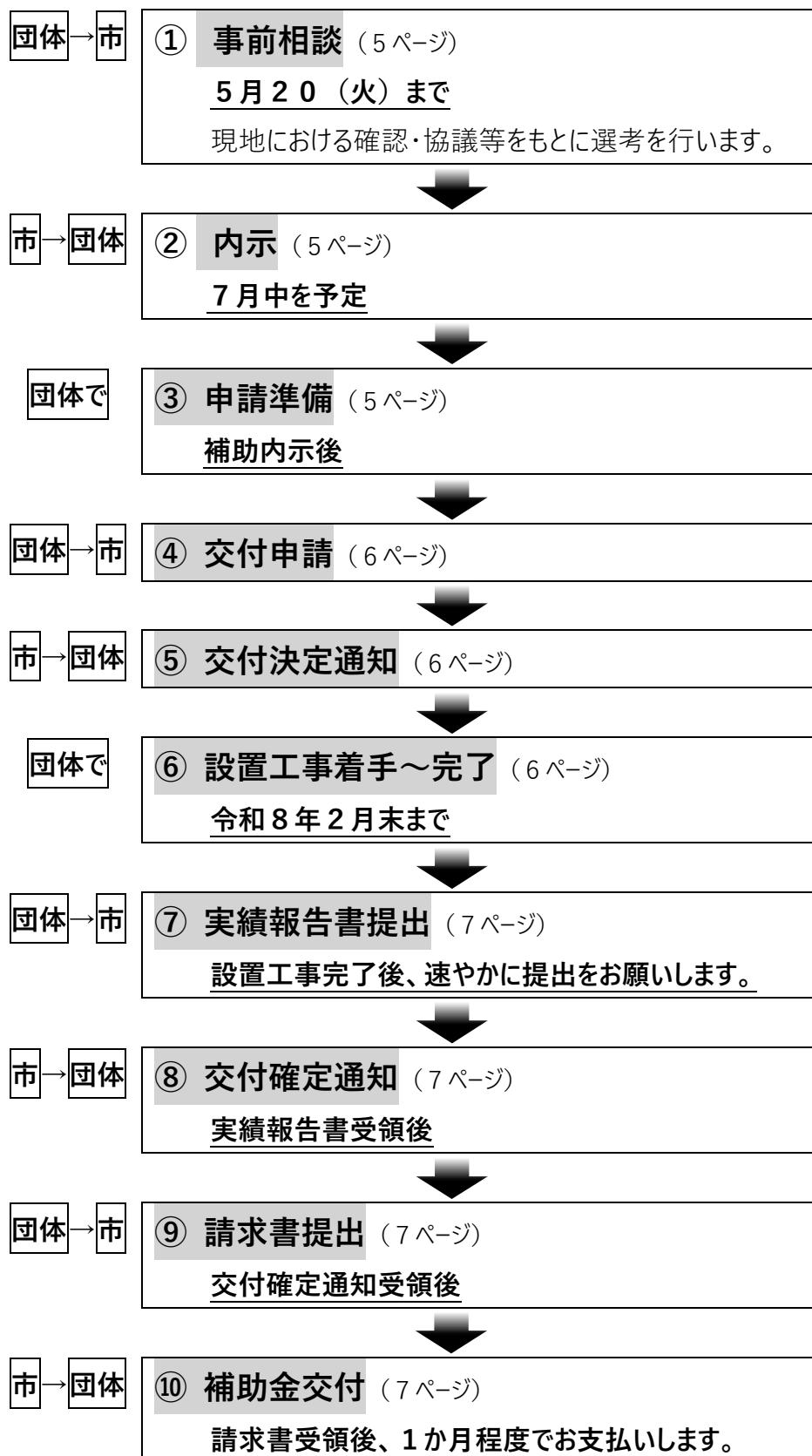
- ・カメラの購入及び取付けに要する経費
- ・カメラを設置している旨を示す看板の製作及び取付けに要する経費

機器の保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費は補助対象外です。

管理・運用について

- ① カメラの設置にあたっては、『富士市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』を遵守し、プライバシー保護に配慮し適切な管理・運用を行ってください。
- ② 設置し、撤去するまでの間は、カメラを適切に維持管理してください。設置後は年に一度、カメラの設置状況や活用状況を記載した「管理運用状況報告書」を提出していただきます。
- ③ 設置後 6 年間は継続して運用してください。

事務の流れ



カメラ設置にあたって

事前相談申込書提出の前に

1. 設置したい場所を決めましょう。

- まずは団体等で確実に管理することのできる、**民有地への設置**を検討してください。
- 検討した結果、民有地では設置の効果が得られない場合は、事前相談時にお知らせください。
公道や公共的施設への設置については、管理者から許可が得られない場合があります。

2. 仕様※を満たすカメラのカタログや見積書を複数取り寄せてみましょう。

※ 1ページ記載の**補助対象となる防犯カメラ**参照

- 設置工事ができる事業者は本手引書記載のQ&A（25ページ）を参照ください。
- 事前相談までに、カタログや見積書を準備していただくと、その後の申請がスムーズです。
(後日提出も可能です)
- 補助金額は、カメラ1台ごとに計算するので、見積書は**1台ごとの内訳と金額**がわかるよう、作成してもらってください。

3. 設置について、団体等の総会や役員会等で話し合ってください。

団体内で、カメラの設置について合意形成してください。

補助の内示後、交付申請の際に、**合意形成報告書**（15ページ参照）や、**議事録等の写し**等の書面を提出していただきます。

提出していただく議事録等は、役員会等のものでもかまいませんが、設置後のトラブル回避のため、一部の方々だけで決めるのではなく、地域住民の方に十分周知を行い、合意形成をしてください。

4 設置後の維持管理体制について、団体等で話し合ってください。

- プライバシー保護に配慮し、適切に管理・運用していくため、『富士市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』を遵守してください。
管理責任者や管理体制についても確認し、**管理責任者名簿**を作成していただきます。
- 機器の保守費用、修理費用、電気料金等の**維持管理費は補助の対象外**となるため、設置後の維持管理費用の負担について確認してください。
- カメラの落下等により自動車や人に損害を与えてしまった場合、管理者の管理責任が問われ、賠償責任を負うことになります。カメラの設置にあたっては、このような場合も考慮していただき、賠償責任保険への加入についても検討してください。（保険料は補助の対象外です）

設置に向けて、今後必要な手続き

●民有地への設置（例）民家の軒先・個人所有の敷地内

許可条件等	設置をする土地や建物の所有者等の承諾	
設置方法 及び 必要な手続き	・柱を建て設置 ・建物や既存の柱等へ取付け	①所有者との協議 ・土地等使用承諾書（14ページ参照）の作成 ・電気料金の支払方法 ②電力会社、小売電気事業者等への申込 ・電気料金の契約・支払方法の確認

民有地への設置ができない場合

設置の内容によっては、公道や公共的施設の管理者から許可が得られない場合もありますが、一般的には下記の手続きが必要となります。

●道路上への設置

許可条件等	・道路の敷地の他に適当な場所がなく、一定の基準に適合する場合に限る ・車道上なら4.7m、歩道上なら2.5m以上の高さにカメラを設置しなければなりません。 ★ここに記載の他にも必要な条件がある場合がありますので、ご注意ください。	
設置方法 及び 必要な手続き	柱を建て設置	道路管理者との協議 ・道路占用許可申請 電力会社、小売電気事業者等への申込 ・電気料金の契約・支払方法の確認 警察との協議 ・道路使用許可申請（手数料2,300円が必要）
	東電柱や中電柱へ取付け	電力会社との協議
	N T T 柱へ取付け	N T T フィールドテクノとの協議 ・防犯カメラ電柱添架申請
	街路灯柱・防犯灯柱へ取付け	要相談

●市所有の公園への設置

許可条件等	公園の利用及び維持管理上支障を及ぼさず、一定の基準に適合する場合に限る	
設置方法 及び 必要な手続き	下記全てを満たす方法で設置 ・公園の遊具の安全領域*を確保する ・柱を設置し、フェンスで周囲を囲む ・団体が電力会社と電気契約を結ぶ	公園管理者（市）との協議 ・公園施設設置許可申請 電力会社、小売電気事業者等への申込 ・電気料金の契約・支払方法の確認
	公園照明灯などの公園施設へ取付け	不可

*一般社団法人日本公園施設業協会『遊具の安全に関する基準（2014年6月）』参照

その他公共施設への設置を検討される場合は、市民安全課へお問い合わせください。

申請の手続き

団体→市

① 事前相談

(1) 事前相談申込書の提出 提出〆切：5月20日（火）まで

補助金交付申請に先立ち、まずは事前相談を実施します。事前相談の申し込みに関しては、下記の書類を提出してください。

●事前相談に必要な書類

- ・事前相談申込書（記載例9ページ）
- ・令和6年度防犯活動実績申告書（記載例10ページ）
- ・設置箇所及び撮影範囲を明記した図面

★この時点では、「見積書の写し」や「合意形成報告書」が準備できていなくてもかまいませんが、団体内でカメラ設置についての意思統一を図っておいてください。

(2) 追加書類の提出 提出〆切：現地協議当日まで

事前相談申込書提出後、下記の書類を追加提出してください。

●追加で提出が必要な書類

- ・見積書※の写し
※「機器購入費」「設置工事費」「看板設置費（看板製作費含む）」など、カメラ1台ごとに補助対象経費の内訳がわかるもの
- ・設置するカメラの概要や機能がわかる図面、カタログ等の資料（写しで可）

(3) 現地協議 市民安全課から日程調整のご連絡をいたします

「通学路防犯カメラ現地協議チェック票（11～12ページ参照）」を用いて、カメラの適切な設置場所、撮影範囲について申請団体、警察等の関係機関と現地で協議します。

★協議の結果、設置場所の変更をお願いする場合がありますので、ご了承ください。



市→団体

② 補助の内示

事前相談や現地協議の結果、団体の防犯活動の状況や、地域の犯罪情勢等を考慮した上で選考を行い、申請団体に内示します。

★予算に限りがあるため、申請団体へ内示する台数の調整を行う場合があります。



団体

③ 申請準備

- ・関係機関の同意※や許可の手続き（※道路占用許可等の手続きは1ヶ月半程度必要）
- ・カメラの維持管理や運用方法を定め、
『管理運用規程』と『管理責任者及び取扱担当者名簿』を作成する
- ・団体内で、カメラの設置についての合意形成を行う

次ページへ

団体→市

④ 交付申請 準備ができ次第、速やかに提出してください

下記の書類*を市民安全課に提出してください。

*書類の書き方は13ページからの「記載例」を参考にしてください。

●提出が必要な書類

- ・通学路防犯カメラ設置費補助金交付申請書（第1号様式）…（13ページ参照）
- ・設置箇所及び撮影範囲を明記した図面（★）
- ・見積書*の写し（★）
※「機器購入費」「設置工事費」「看板設置費（看板製作費含む）」等、カメラ1台ごとに補助対象経費の内訳がわかるもの
- ・設置するカメラの概要や機能がわかる図面、カタログ等の資料（★）
- ・設置する場所の所有者等の権利者から、許可が得られていることを証する書類の写し

民有地に設置する場合	所有者の同意書の写し
公園、道路内等に設置する場合	許可書（占用許可、使用許可等）の写し

- ・通学路防犯カメラ管理運用規程（19～20ページ参照）
- ・通学路防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者の名簿
- ・通学路防犯カメラを設置している旨を示す看板の仕様が分かる資料
- ・住民合意形成報告書（15ページ参照）

（★）…事前に提出いただいたものから変更がなければ、今回の提出は不要です。



市→団体

⑤ 交付決定通知

申請内容を審査したうえで、補助金の交付を決定し、申請団体に連絡します。

★交付決定後に申請内容に変更が生じる場合には、変更手続きを行う必要があるため、必ず変更する前に市民安全課にご連絡ください。



団体

⑥ 設置工事着手～完了

補助金は設置工事完了後、実績報告書を提出してからの支払いとなります。

交付決定後は速やかに工事を着手し、**2月末までに実績報告書を提出してください。**

次ページへ

団体→市

(7) 実績報告書提出

準備ができ次第、速やかに提出してください

設置工事完了後、下記の書類※を市民安全課に提出してください。

※書類の書き方は16ページからの「記載例」を参考にしてください。

●提出が必要な書類

・実績報告書（第4号様式）…（16ページ参照）

・誓約書（第5号様式）…（17ページ参照）

・設置したカメラにより撮影した映像が分かる写真

・カメラの設置状況※が分かる写真

※カメラ、録画機器（カメラと一体型でない場合）、看板の設置状況

・補助対象経費に係る領収書の写し

・前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類※

※設置場所や機器によっては、別途提出をお願いする場合があります。



市→団体

(8) 交付確定通知

実績報告書の内容を審査した上で、補助金の額を確定し、通知します。



団体→市

(9) 請求書提出

準備ができ次第、速やかに提出してください

確定通知書の交付確定額により、請求書を市民安全課に提出してください。



市→団体

(10) 補助金交付

請求書を受理して1か月程度

指定された口座に補助金を振り込みます。

設置後の管理及び運用について

1. プライバシーの保護について

カメラの設置にあたっては、『富士市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』を遵守し、プライバシー保護に配慮し適切な管理・運用を行ってください。

《ガイドラインの主な遵守事項》

- ・カメラの設置及び運用を適切に行うため、「管理責任者」を指定してください。
- ・カメラを設置している旨をわかりやすく表示してください。
- ・カメラの設置目的を明確にし、設置箇所と撮影範囲は必要最小限の範囲に限定してください。
(他に替わる設置場所がない等、やむを得ず、住宅の全部又は一部が撮影範囲に入ってしまう場合、「同意書（21ページ参照）」により承諾を得ること)
- ・画像データが外部に漏えいすることのないよう、慎重な管理を行ってください。
- ・画像及び画像データを、設置目的以外の目的に利用し、第三者に提供しないでください。

2. 適切な維持管理について

- ・設置してから撤去するまでの間は、カメラを適切に維持管理してください。
- ・防犯カメラの耐用年数（おおむね6年間）は継続して運用してください。
- ・防犯カメラを撤去した場合は、市民安全課に「通学路防犯カメラ撤去報告書」を提出してください。
(様式：22ページ参照、記載例：23ページ参照)

3. 保守管理について

カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化等により、使用に支障をきたす可能性があります。機種を選定する際に、電気料金や部品の寿命、交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検に係る費用などを確認しておきましょう。
(電気料金や保守点検費、保険料や維持管理経費は補助の対象外です)

4. 定期点検について

カメラを設置したら、年に一度は業者または団体自らによるカメラの点検を行ってください。

壊れたカメラがそのままになっていると、

① 注意

- ・地域の防犯力の低下につながります。
- ・壊れたカメラが落下する恐れがあり危険です。

5. 事故の場合の賠償等について

カメラの落下等により人や自動車等に損害を与えてしまった場合、そのカメラの管理者の管理責任が問われ、賠償責任を負うことになります。カメラの設置にあたっては、このような場合も考慮していただき、賠償責任保険への加入についても検討してください。（保険料は維持管理経費となり補助の対象外です）

関係書類記載例（事前相談）

令和7年度富士市通学路防犯カメラ設置事業補助金に係る事前相談申込書

令和7年二月二日

(宛先) 富士市長

依頼者
所在地 富士市永田町1-100
名 称 二二町内会
代表者
氏 名 会長 富士 太郎
(担当者氏名)
(担当者連絡先)

署名をお願いします。

令和7年度富士市通学路防犯カメラ設置事業の補助申請について、事前相談を申し込みます。

記

1 通学路防犯カメラの設置予定台数及び場所 ※設置予定場所の図面を添付してください。

1台 (1団体上限2台)

- ① 富士市〇〇町交差点南東側
②

過去に起きた犯罪や不審者事案の発生状況を加味し、
設置の必要性を記載してください。

2 通学路防犯カメラの設置が必要な理由

①〇月ころに、子どもを対象とした不審者が〇〇町公園に数回出没した。

②

3 添付書類

- (1) 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
(2) 令和6年度防犯活動実績申告書
(3) 見積書の写し □後日提出
(4) 設置する通学路防犯カメラの概要や機能が分かる図面、カタログ等の資料 □後日提出

事前相談申込書提出時に書類が整わない場合は、
「□後日提出」に☑してください。

提出〆切：5月20（火）まで

令和6年度防犯活動実績申告書

申請団体：二二町自治会

	活動区分	活動内容	チェック	活動実績
1	夜間パトロール	複数人が活動を実施（当番制を含む）	✓	総勢30人で実施
		年間パトロール回数が24回以上	✓	毎週金曜日の夜に実施し、年間50回以上実施
		1回のパトロールの参加人数が5人以上	✓	1班3名単位で2班が実施
		1回のパトロールの実施時間は30分以上	✓	2時間実施
2	子ども見守り活動	複数人が活動を実施（当番制を含む）	✓	当番制で学校の下校時に実施
		年間実施回数が24回以上	✓	年間150回実施
		1回のパトロールの参加人数が5人以上	✓	1回に10名参加
		1回のパトロールの実施時間は30分以上	✓	1時間実施
3	青パト	青パトを実施しているか	✓	青パト団体の届出済み
		年間青パト実施回数が12回以上	✓	毎週金曜日に実施し、年間40回
		青パト登録人数が10人以上	✓	登録人数50名
4	広報物	年間6回以上、防犯に関する記事を掲載した広報物の作成・配布等	✓	昨年度、8回防犯に関する回覧版で広報
5	防犯マップ	犯罪情勢や危険個所等の防犯マップの作成	✓	毎年防犯マップを作成し自治会館に掲示している
6	防犯講座	警察、防犯ボランティアによる防犯講座の開催	✓	毎年1回、警察署員の講話を実施
7	防犯研修会等への参加	県、警察、市、防犯ボランティアが開催する防犯研修会への参加	✓	当自治会から市民大会へ2名参加
8	暴力追放運動	暴力追放集会の開催	✓	年1回、地域からの暴力団排除の集会を実施し、住民の意識啓発に努めている

8番は自由記載欄です。1～7番以外の取組みがあれば記載してください。

(注)

- 1 夜間パトロールは青パトでの実施を含み、子ども見守り活動は登下校時の見守りを含みます。
- 2 広報物の作成は、自ら作成したチラシの配布や回覧だけでなく、警察等から情報提供を受けた物の配布物や回覧も含みます。
- 3 防犯研修会等への参加は、主催の主体は問いません。（例 県：地区安全会議の代表者会議、市：市民大会、防犯団体研修会等が該当します。）
- 4 空欄には、独自に行っている活動を記載してください。（例 清掃活動、防犯決起集会の開催、暴力追放運動の推進など）

通学路防犯カメラ現地協議チェック票 様式

現地協議では、
チェック票①、②を
使用します。

通学路防犯カメラ現地協議チェック票①

項目	内容	チェック	指導状況
電源の供給	電源の供給は可能か		
通学路防犯カメラ設置の表示	通学路防犯カメラの設置を示す看板の掲示場所		
設置場所と設置方法等	公園等	出入口又は敷地全体を撮影するのか	
		人を正面若しくは斜めから撮影する角度で設置するのか	
		個人のプライバシーに配慮した設置方法か	
		目立つ場所への設置か	
		第三者が触れることができない高さへ設置するのか	
	通学路や道路	人や車両を正面若しくは斜めから撮影する角度で設置するのか	
		個人のプライバシーに配慮した設置方法か	
		目立つ場所への設置か	
		第三者が触れることができない高さへ設置するのか	
	その他の場所	人や車両を正面若しくは斜めから撮影する角度で設置するのか	
		個人のプライバシーに配慮した設置方法か	
		目立つ場所への設置か	
		第三者が触れることができない高さへの設置するのか	
工作物等への共架	工作物等への共架 工作物 ()		

意見・問題点等

通学路防犯カメラ現地協議チェック票②通学路防犯カメラ現地協議チェック票②

項目	内容	チェック	指導状況										
記録媒体等の保管状況	カメラ内蔵型、施錠設備のある保管庫若しくは施錠設備のある個室等に保管されているか												
モニターの状況	モニターの設置はないか モニターがある場合は、施錠できる室内又は設備に保管され、管理責任者若しくは取扱担当者以外の者が見通せない場所に設置されているか												
※ 説明したらチェックを入れる	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">ガイドラインの指定</td> <td style="width: 90%;"> 管理責任者の指定（予定） 管理責任者の責務 運用規程の作成のほか、個人情報画像の利用及び提供並びに 開示請求に関する経過を記載した簿冊及び苦情処理簿の作成、 取扱担当者に対する周知 </td> </tr> <tr> <td>設置表示の示</td> <td>管理責任者及び連絡先の表示 容易に認識できる方法 (大きさ40×15cm程度、標準例を参照)</td> </tr> <tr> <td>範囲撮影</td> <td>必要最低限の撮影範囲 遠隔操作等による追跡撮影の禁止</td> </tr> <tr> <td>画像データの保存・取扱い</td> <td> 取扱担当者の指定（必要最小限度の人数） 画像データの保存期間（2週間以上1ヶ月以内） 画像データの消去 保存期間の経過あるいは保存期間終了前であっても保存の 必要のなくなったデータは確実かつ速やかに消去する </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>記録媒体の廃棄 画像データの複写の禁止 (法令に基づく場合や警察等の捜査機関からの要請の場合は除く) 画像の加工禁止 秘密の保持 犯罪の防止以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない 【例外事由】 ①法令に基づく場合 ②捜査機関の文書依頼 ③人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつ やむを得ないと認められる場合 ④本人の同意又は依頼があった場合 </td> </tr> </table>	ガイドラインの指定	管理責任者の指定（予定） 管理責任者の責務 運用規程の作成のほか、個人情報画像の利用及び提供並びに 開示請求に関する経過を記載した簿冊及び苦情処理簿の作成、 取扱担当者に対する周知	設置表示の示	管理責任者及び連絡先の表示 容易に認識できる方法 (大きさ40×15cm程度、標準例を参照)	範囲撮影	必要最低限の撮影範囲 遠隔操作等による追跡撮影の禁止	画像データの保存・取扱い	取扱担当者の指定（必要最小限度の人数） 画像データの保存期間（2週間以上1ヶ月以内） 画像データの消去 保存期間の経過あるいは保存期間終了前であっても保存の 必要のなくなったデータは確実かつ速やかに消去する	その他	記録媒体の廃棄 画像データの複写の禁止 (法令に基づく場合や警察等の捜査機関からの要請の場合は除く) 画像の加工禁止 秘密の保持 犯罪の防止以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない 【例外事由】 ①法令に基づく場合 ②捜査機関の文書依頼 ③人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつ やむを得ないと認められる場合 ④本人の同意又は依頼があった場合		
ガイドラインの指定	管理責任者の指定（予定） 管理責任者の責務 運用規程の作成のほか、個人情報画像の利用及び提供並びに 開示請求に関する経過を記載した簿冊及び苦情処理簿の作成、 取扱担当者に対する周知												
設置表示の示	管理責任者及び連絡先の表示 容易に認識できる方法 (大きさ40×15cm程度、標準例を参照)												
範囲撮影	必要最低限の撮影範囲 遠隔操作等による追跡撮影の禁止												
画像データの保存・取扱い	取扱担当者の指定（必要最小限度の人数） 画像データの保存期間（2週間以上1ヶ月以内） 画像データの消去 保存期間の経過あるいは保存期間終了前であっても保存の 必要のなくなったデータは確実かつ速やかに消去する												
その他	記録媒体の廃棄 画像データの複写の禁止 (法令に基づく場合や警察等の捜査機関からの要請の場合は除く) 画像の加工禁止 秘密の保持 犯罪の防止以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない 【例外事由】 ①法令に基づく場合 ②捜査機関の文書依頼 ③人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつ やむを得ないと認められる場合 ④本人の同意又は依頼があった場合												

関係書類記載例（交付申請）

第1号様式（第5条関係）

富士市通学路防犯カメラ設置費補助金交付申請書

年　月　日

（宛先）富士市長

代表者の住所を記載してください。

団体名 ■■町内会
代表者 住所 富士市永田町1-100
氏名 会長 富士 太郎
電話番号

代表者の署名をお願いします。

富士市通学路防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

	カメラ①	カメラ②
設置場所	○○交差点南東側	
設置時期	令和7年 ■月を予定	年　月を予定
補助対象経費の額(a)	310,000円	円
経費 内訳	防犯カメラ購入費 防犯カメラ取付費 看板製作費 看板取付費	200,000円 50,000円 30,000円 30,000円
(a)×2／3又は20万円の いずれか少ない額	(b) 200,000円	(c) 円
交付申請額(b)+(c)		200,000円

千円未満の端数は切り捨てになります。

土地使用承諾書

私（当社）の所有する土地を、下記の通り使用することを承諾します。

1. 目的物

土地の所在地：

地　　目：

地　　積：

2. 使用者

所　在　地：

使　用　者　名　称：

代　表　者　氏　名：

3. 使用目的

■■地域における犯罪防止のため、防犯カメラを設置する。

4. 使用承諾期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

5. 特記事項

・電気料等の維持管理費等については、■■町内会負担とする。

・撤去が必要となった場合は、■■町内会が適切に対処する。

以上

年　　月　　日

■■町内会　会長　　様

土地所有者住所

土地所有者氏名

印

住民合意形成報告書

■■町内会は、通学路防犯カメラの設置において、下記のとおり地域住民に対し十分に周知を行い合意形成した旨を報告します。

なお、通学路防犯カメラの設置について、地域内で苦情やトラブルが発生した場合については、■■町内会で対応いたします。

1. 住民周知方法

(例) 令和7年■月■日、回覧板により通学路防犯カメラの設置について通知し意見聴取

2. 回覧数

●●世帯 (●●部)

3. その他

年　　月　　日

(宛先)富士市長

富士市

■■町内会

町内会長

印

関係書類記載例(実績報告)

第4号様式（第9条関係）

実績報告書

年 月 日

(宛先) 富士市長

代表者の署名をお願いします。

団体名
代表者 住所
氏名
電話番号

令和 年 月 日 付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた通学路

防犯カメラの設置が完了したので、関係書類を添えて報告します。

	カメラ①	カメラ②
設置完了日	年 月 日	年 月 日
補助対象経費の額(a)	円	円
経費内訳	防犯カメラ購入費 防犯カメラ取付費 看板製作費 看板取付費	通学路防犯カメラの設置工事や関係手続、代金の支払いが完了した日を記載してください。
(a)×2／3又は20万円の いずれか少ない額	(b)	(c)
(b)+(c)		円
補助金交付決定額		円

補助金交付決定通知書から転記してください。

誓 約 書

年 月 日

（宛先）富士市長

代表者の署名をお願いします。
記名（ゴム印等）の場合は、
代表者の押印が必要です。

団体名
代表者住所
氏名
電話番号

このたび富士市通学路防犯カメラ設置費補助金の交付を受け、通学路防犯カメラを設置するに当たり、下記事項を適正に実施することを誓約します。

記

- 1 設置場所の所有者等の権利者から、通学路防犯カメラの移設を求められた際は、速やかに自己負担により移設の工事を行い、富士市には一切迷惑をかけません。
- 2 富士市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを遵守します。

請求書

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---

令和6年度 富士市通学路防犯カメラ設置費補助金として、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

(宛先) 富士市長

請求書には代表者の押印をお願いします。

住 所 富士市永田町1-100

二二町内会

氏 名 会長 富士 太郎

印

通帳を確認し記入してください。
口座名義が会計担当者等のように、
請求者と口座名義が異なる場合は、
別途委任状の提出が必要になります。

上記の金額を下記口座へ振込をお願いします。

振込先 金融機関	(該当するものを○で囲んでください)		本店 支店 出張所					
	銀行							
	信用金庫							
	労働金庫							
預金の種別 及び 口座番号	(該当するものを○で囲んでください)							
	農協							
	普通							
	当座	口座番号						
口座名義人	フリガナ							

「管理規定」の参考例

○○○が設置する防犯カメラの設置及び利用基準

(目的)

第1条 この利用基準は、○○○が×××地域に設置する防犯カメラについて、◇◇◇などの犯罪の防止を図ることと、市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を図り、適切な管理運用を行うことを目的とする。

(防犯カメラの設置の目的)

第2条 本利用基準で定める防犯カメラは、×××地域における犯罪の防止のため設置する。

(防犯カメラの設置の概要)

第3条 防犯カメラは、別図の場所に△△台設置する。

2 モニター、録画装置及びその他の機器一式は、次に掲げる場所に設置する。

所在地	富士市○○丁目○番○号
建物等名称	○○○○センター

(防犯カメラの設置の概要)

第4条 防犯カメラの設置及び利用にあたっては、設置目的を達成するために設置箇所及び撮影範囲が必要最小限となるようにし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影することがないようにする。

2 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、次の事項を表示する。

(1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨

(2) 管理責任者および連絡先

(防犯カメラの管理責任者等の指定)

第5条 設置者は、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定する。

2 管理責任者は、○○○○（※職・氏名を記載）とする。

3 管理責任者は、防犯カメラ機器の操作や画像の聴視等を行う取扱担当者（原則、管理責任者とは別の者）を指定する。

4 取扱担当者は、○○○○（※職・氏名を記載）とする。

5 画像を閲覧できる者は、管理責任者及び取扱者ほか、○○○○（※必要な者の職・氏名を記載）とする。

(画像の保存及び取扱い)

第6条 設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、画像の漏えい、滅失、き損、流出、改ざん等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 画像は撮影時ままで保存することとし、加工してはならない。

(2) 画像の記録された媒体は、保護された場所で厳重に管理し、第7条に定める場合を除き、外部へ持ちだしてはならない。また、記録媒体を持ち出す場合は、施錠可能なカバン等を使用して盗難・紛失等に留意し、常時携行しなければならない。

- (3) 画像の保存期間は、〇〇（※最大1ヶ月以内の必要最小限の期間を設定）とする。
- (4) 保存期間が経過した画像は、直ちに消去する。
- (5) 画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。
(画像の利用及び提供の制限)

第7条 設置者等は、画像を第2条に定める設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の提出を求める時は、文書（捜査関係事項照会書等）によるものとする。）
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (4) 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合
- (5) 設置者等が管理上、特に必要であると認める場合

(苦情等の処理)

第8条 苦情や問合せには、設置者等が、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(その他)

第9条 設置者等は、防犯カメラ機器の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努めなければならない。

2 この基準に記載されていない事項については、「富士市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

同意書

〇〇〇（町内会名）より依頼がありました、地域防犯のために通学路防犯カメラを設置することにより住宅の全部又は一部が撮影範囲に入ることについて同意します。

なお、これにより生じた問題については、当事者間で対処するものとします。

令和　　年　　月　　日

住所

世帯主名

(印)

通学路防犯カメラ撤去報告書

令和 年 月 日

所在地

報告者 名 称

代表者の氏名

担当者氏名・連絡先

通学路防犯カメラの撤去状況について、下記のとおり報告します。

記

設置状況	設置団体	
	設置年度	令和 年度
	設置場所	富士市
撤去状況	機器の撤去年月日	令和 年 月 日
	機器の撤去理由	
今後の 方針	同一箇所への防犯カメラの設置 予定の有無	有・無 (どちらかに○をつけてください)
	別の箇所への防犯カメラの設置 予定の有無	有(　台)・無 (どちらかに○をつけてください。)

関係書類記載例(通学路防犯カメラ撤去報告書)

通学路防犯カメラ撤去報告書

令和 年 月 日

所在地

報告者 名 称

代表者の氏名

担当者氏名・連絡先

通学路防犯カメラの撤去状況について、下記のとおり報告します。

記

設置状況	設置団体	○×町内会
	設置年度	令和△年度
	設置場所	富士市○○町 10 ○○公園前 富士市△△町 20 △△様宅前歩道
撤去状況	機器の撤去年月日	令和〇年×月△日
	機器の撤去理由	電源が入らなくなつたため。
今後の 方針	同一箇所への防犯カメラの設置 予定の有無	有・無 (どちらかに○をつけてください)
	別の箇所への防犯カメラの設置 予定の有無	有(　　台)・無 (どちらかに○をつけてください。)

Q&A

Q. 1 補助金額はいくらになりますか？

A. 1 カメラ 1 台あたり、設置に要した経費の 3 分の 2を補助します。なお、上限額は 20 万円です。
最終的には、補助金交付決定通知書及び補助金交付確定通知書で通知します。

★補助額と設置団体負担額の算出例

(例 1) カメラと設置費用の合計が 243, 300 円の場合

$$243, 300 \text{ 円} \times 2/3 \text{ (補助率)} = 162, 200 \text{ 円}^*$$

※補助上限額 20 万円の範囲内、千円未満切り捨て

〔補助額〕 162, 000 円

$$243, 300 \text{ 円} - 162, 000 \text{ 円} = 81, 300 \text{ 円}$$

〔設置団体の負担額〕 81, 300 円

(例 2) カメラと設置費用の合計が 330, 000 円の場合

$$330, 000 \text{ 円} \times 2/3 \text{ (補助率)} = 220, 000 \text{ 円}^*$$

※補助上限額 20 万円を超過するので、

〔補助額〕 200, 000 円

$$330, 000 \text{ 円} - 200, 000 \text{ 円} = 130, 000 \text{ 円}$$

〔設置団体の負担額〕 130, 000 円

Q. 2 通学路防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合の対応は？

A. 2 設置団体の責任となります。

既設の柱や建物等に設置したカメラが、その柱や建物の転倒・倒壊等が原因で破損した場合でも、修理や再設置に係る工事等は、費用負担を含め設置団体に行っていただきます。

Q. 3 設置工事に必要な手続きや費用にはどのようなものがありますか？

A. 3 設置場所によって異なりますが、主なものとして、下記 4 つに場合分けされます。

民有地 *に設置する場合 ※民家の軒先や個人所有の敷地内等	土地や建物の所有者に承諾を得た上で、 土地等使用承諾書 *を作成してください。（14 ページ参照）
道路に設置する場合 申請には一定の条件を満たす必要があります。	道路占用許可申請 （国又は県又は市）、 道路使用許可申請 （警察署）が必要となります。 また、手数料として、2, 300 円がかかります。
公園に設置する場合 申請には一定の条件を満たす必要があります。	公園施設設置許可 が必要となります。
設置場所に関わらず必要な協議	電気料金の支払い方法や電気契約について、 電力会社との協議 が必要となります。

道路や公園等の公共的施設へ設置する場合の手続きについては、市民安全課が窓口となり関係部署をご案内します。詳しくは、4 ページをご覧ください。

Q. 4 維持管理費用は年間どのくらいかかりますか？

A. 4 設置する機器や設置場所の状況等により、金額は異なりますので、一概には申し上げられません。設置（予定）業者に確認してください。

【参考】標準的な屋外設置のカメラの場合（1台あたり・年間でかかる費用）

電気代：約 1,000円～5,000円

メンテナンス代：約 12,000円

（上記の他に、カメラを修理する、移設するといった場合にも費用がかかります）

Q. 5 カメラの設置について、なぜ、団体の総会等で話し合わなければならないのですか？

A. 5 カメラは、犯罪の抑止に役立つ一方、特定の場所における不特定多数の個人行動を撮影・記録するものであるため、地域の住民の方々への配慮や個人のプライバシーに対する配慮が必要です。カメラを設置したことで、後々、地域でトラブルが発生しないよう、総会等で地域住民の皆様の合意を形成していただく必要があります。

Q. 6 団体の総会が終わってしまったのですが…

A. 6 提出していただいだ議事録は、役員会等のものでもかまいませんが、設置後のトラブルを避けるため、一部の方だけで決めるのではなく、地域住民の皆様に十分周知を行い、合意形成をしてください。

Q. 7 カメラの管理運用規程はなぜ必要なのですか？

A. 7 撮影された画像を、誰もが自由に見たり、取り出せたりする状態では、プライバシーに対する配慮が不十分であり、プライバシーを侵害する恐れがあります。このため、管理運用責任者、取扱担当者を指定し、目的・必要性等を踏まえた上で、カメラを適切に管理運用していく必要があります。そのためには、苦情への対応等も含めた一定の基準を定め、関係者がカメラの管理運用について、共通の認識を持つことが必要です。

Q. 8 ダミーカメラは補助の対象となりますか？

A. 8 対象となりません。

Q. 9 不法投棄やゴミ集積所等を監視するカメラも対象となりますか？

A. 9 この補助金は、通学路で発生する犯罪の抑止を目的とし、地域の皆様が行っている防犯活動を補うためのものであるため、不法投棄等の監視目的のみでは対象となりません。

Q. 10 商店街が設置するカメラは補助の対象となりますか？

A. 10 商店街団体が設置するカメラは補助の対象にはなりません。

（補助の対象となるのは、自治会、町内会又は町内会連合会、まちづくり協議会）

Q. 11 カメラを修理したり更新したりする場合には補助は出ますか？

A. 11 この補助制度は、設置後、カメラの耐用年数（おおむね6年間）は継続して運用することを補助条件としています。この期間内に故障等による付け替えが生じた場合、その費用は維持管理費とみなすため、補助の対象にはなりません。

Q.1.2 カメラの設置工事について、どこに行けば相談に乗ってくれますか。

A.1.2 下記やタウンページ等を参考に事業者を選定し、相談してください。

- ・防犯設備士のいる事業者
- ・お近くの電気工事事業者
- ・静岡県防犯設備士生活安全協議会（電話：053-472-0221）
- ・一般社団法人 静岡県警備業協会（電話：054-253-3661）
- ・東電タウンプランニング（電話：03-6372-6161）
- ・中部電力（電話：0120-977-228）

お問い合わせ

富士市 市民部 市民安全課 防犯交通安全担当

TEL：0545-55-2831 FAX：0545-51-0367

✉ si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市ウェブサイト www.fujishi.jp

トップページ > 防災・安全安心 > 防犯 > 通学路防犯カメラ設置費補助金について